

2 運行記録計による記録と管理

ポイント

1. 運行記録計の装着を義務付けられている車両は、次のとおりである。

- (1) 車両総重量が 7 トン以上または最大積載量が 4 トン以上の普通自動車である事業用自動車。
- (2) 車両総重量が 7 トン以上または最大積載量が 4 トン以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車。
- (3) 特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車（運行車）。

2. 運行記録計の記録の内容は、瞬間速度、運行距離、運行時間である。

3. 運行記録紙等は、1 年間保存しなければならない。

4. 運行管理者の業務は、次の事項が定められている。

- (1) 運行記録計の管理とその記録を保存すること。
- (2) 運行記録計装着義務の車両で、運行記録計による記録ができない車両を運行させないこと。
- (3) 運行記録計による正確な記録が得られるように、運行記録計の整備及び記録用紙の装置への着脱等の管理を行うこと。

解説

1

運行記録計とは

運行記録計とは、運行中の行動を自動的に記録用紙（チャート紙）やメモリーカード（記録媒体）に正確に記録し、車両の時々刻々の運行状況を科学的なデータとして提供するものです。

2

運行記録計に記録されるもの

運行記録計の基本記録は、「速度の記録」、「距離の記録」、「時間の記録」であり、この 3 原則から車両の運行実態を把握します。この記録を管理・活用することで、日常の運転者の指導や運行管理をより効果的に行うことができます。

(1) 走行距離の記録（第 1 針）

各区間の走行距離は、山形の線で記録されるので、山の数数を数えることにより走行距離が計算できます。山形 1 つ（上下）で 10km を表しており、片側が 5km、目盛り幅は 1km を示しています。

(2) 運転者の交替記録 (第2針)

運転者別に走行・停車・車両の振動をそれぞれ記録します。なお、運転者の交替は、交替運転者が別のキーを使用することにより、記録線の幅が大小に変わり、運転者の交替状況を明確にします。

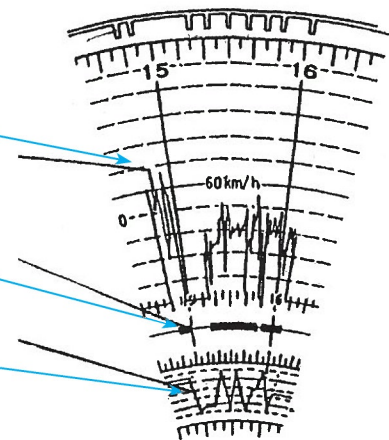
(3) 瞬間速度の記録 (第3針)

自動車が行った瞬間速度を時間帯に応じて連続して記録をします。なお、停車中は、0km/hを横に記録していきます。

第3針 瞬間速度の記録

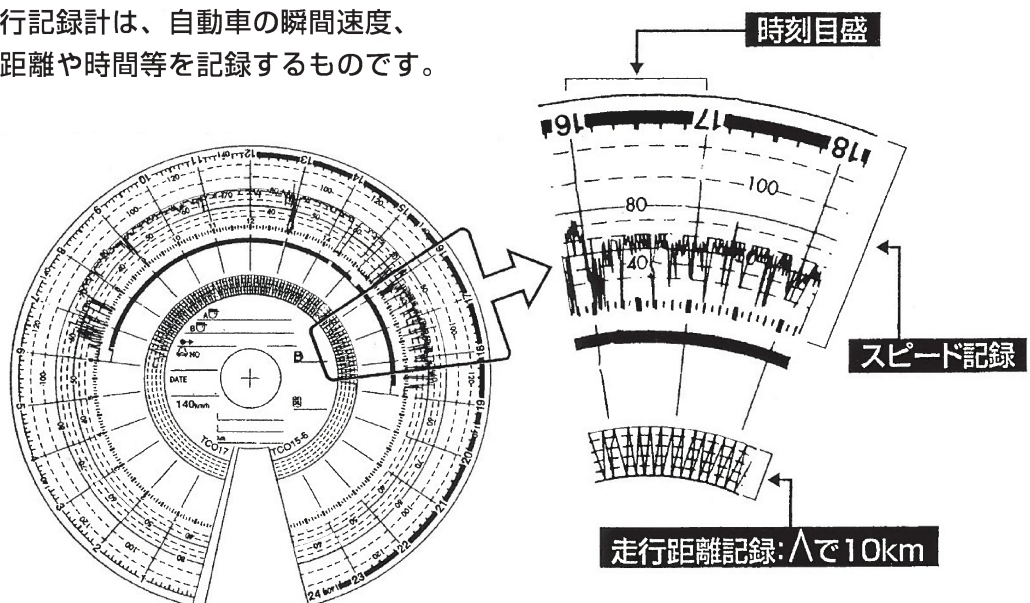
第2針 運転者交替の記録

第1針 走行距離の記録



アナログ式 運行記録計の見方

運行記録計は、自動車の瞬間速度、走行距離や時間等を記録するものです。



出典：矢崎総業株式会社

⑥ 記録の管理

3

記録用紙の主なチェックポイント

まず、運行記録計に合致している運行記録紙がセットされているかを確認して、以下のチェックを行いましょう。

(1) 速度記録のチェック

- ・最高速度を超過していないか。
- ・等速運転をしているか。
- ・急加速や急減速等がないか。
- ・いつもと異なる走行をしていないか。

(2) 運行時間のチェック

- ・運転時間は、2日を平均し、1日当たり9時間を超えてはいないか。
- ・4時間を超える連続運転をしていないか。
- ・運転者の休憩時間等の取り方は適切か。
- ・運転者の交替時間は適切か。

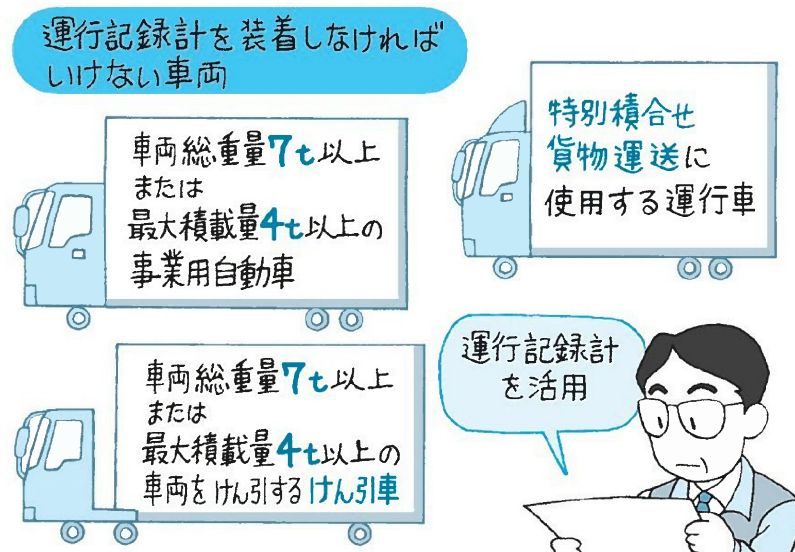
(3) 運行距離のチェック

- ・運行計画外の運行をしていないか。

4

運行記録計の活用方法

- (1) 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用します。
- (2) 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間、及び休憩等に無理がないかどうかを調べ、必要に応じて指導をします。
- (3) 制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導をします。
- (4) 運行記録計装着の義務付け車両で、高速道路走行における制限速度を超えた者については、速度抑制装置に問題が生じているおそれがあるので、運転者と車両のチェックを行います。
- (5) 過労運転を防止するために、1日当たりの拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェックを行ないます。



5

デジタル式運行記録計について

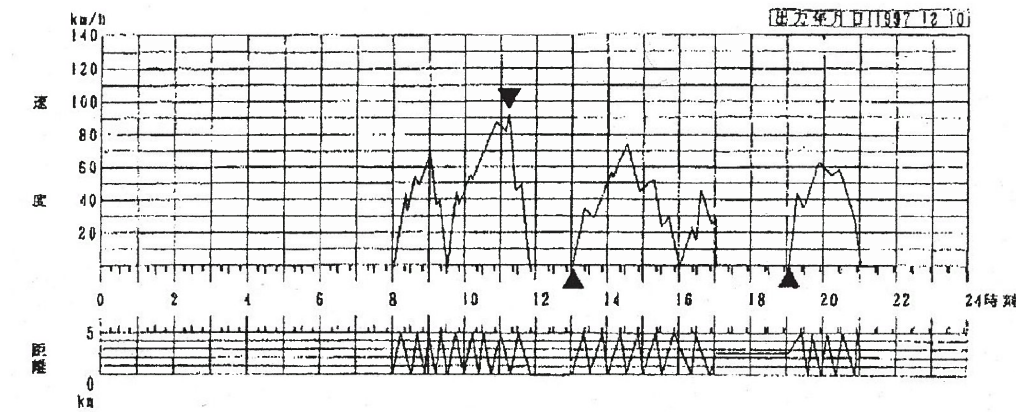
デジタル式運行記録計は、アナログ式と異なり、各種運行データ等を数値化して電磁的方法（メモリーカード等）に記録する運行記録計です。データが数値化されることにより、解析等の作業が素早く、かつ正確に処理することができるので、労務管理等の適正な運行管理に役立ちます。

1. 一運行ごとのデータ

記録開始年月日時刻		記録終了年月日時刻		最大連続走行時間	
運転者名		最高速度	km/h	保存年月日	
車両番号		運行距離	km	保存作業者名	
主な運行区域区域		走行時間			

2. 図表ごとのデータ

				運行距離	km
運行年月日		最高速度	km/h	走行時間	



根拠規定

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条（運行記録計による記録）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第10号、第11号
- ・国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第20条